

第 1 章

調査研究の背景・目的・方法

第1章 調査研究の背景・目的・方法

第1節 はじめに

1 本調査研究の背景と目的

障害者の範囲は、障害者雇用促進法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。」と定義されている。このうち、精神障害者については、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもので、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」、「統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかっている者」と定められている。この障害者については、職業リハビリテーションなどの支援や雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置（合理的な配慮）の義務の対象となっている。なお、障害種別に見た障害者雇用促進法等の適用範囲は表1-1のとおりである。

一方で、障害者雇用促進法に基づく雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、全ての事業主に雇用義務を課すものであり、現在、その対象障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者とし、その取扱いに当たっては、原則、手帳の所持者に限られている。

この雇用率制度の対象障害者の範囲については、障害者雇用分科会等において長年議論が重ねられており、障害者雇用促進法の2022年改正に係る労働政策審議会障害者雇用分科会意見書（2022年6月17日）においては、今後の検討課題として、手帳を所持していない精神障害者等について、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当である」とされたところである。

本調査研究は、障害者雇用促進法上の障害者であって、精神障害又は発達障害を有して診断を受けているが手帳を所持していない者について、就労支援機関における就労支援の状況、就労上の課題、手帳を取得しない理由、支援事例等について把握を行い、政府における施策の検討や就労支援機関における効果的な支援方法、課題への対処等の検討に資することを目的として行ったものである。

2 精神障害者、発達障害者の人数

厚生労働省が実施した令和5年度障害者雇用実態調査によれば、従業員5人以上の事業所に雇用されている精神障害者は推計で21万5千人であった。精神障害者であることの確認方法としては、手帳により確認する場合と、医師の診断等により確認する場合があるが、事業所が手帳により確認している雇用人の割合は92.7%、医師の診断等により確認している者は6.9%となっている。同じく発達障害者は推計で9万1千人であった。発達障害者であることの確認方法としては、手帳により確認する場合と、精神科医の診断により確認する場合があるが、事業所が手帳により確認している雇用人の割合は81.7%、精神科医の診断により確認している者は1.0%、無回答17.3%となっている。

3 本調査研究における「手帳を所持していない精神障害者、発達障害者」の定義

本調査研究においては、手帳の所持については、就労支援機関の支援開始時点での確認とし、それぞれの定義を次のとおりとした。

「手帳を所持していない精神障害者」とは、産業医・主治医等による診断書・意見書により統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む。）、てんかんが確認された者であって、症状が安定し、就労が可能な状態かつ手帳を有していない者とした。

「手帳を所持していない発達障害者」とは、発達障害者支援法第2条に基づいて発達障害として精神科医（心療内科等を標榜する病院又は診療所で精神障害、精神疾患等の治療を行う医師を含む。）による診断書により確認された者又は過去において、児童相談所その他の療育相談等を行う公的機関を利用したことがあり、発達障害者支援法施行（2005年4月1日）以前に当該機関ないし当該機関の紹介する医療機関において発達障害が認められるとの指摘を受けたことがある旨の申告が本人からあった者で、手帳を有していない者とした。

発達障害の種類は、自閉スペクトラム症（自閉スペクトラム症、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等）、学習障害（学習障害、限局性学習症、読字障害、書字障害、計算障害等）、注意欠如・多動性障害（注意欠如・多動性障害、注意欠陥・多動性障害、多動性障害、注意欠陥多動症、注意欠陥障害等）、その他の発達障害である。

表 1-1 障害種別に見た障害者雇用促進法等の適用範囲

事項	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	
				発達障害者※1	その他※2
求人の開拓等 (障害者雇用促進法 9 条)	○	○	○	○	○
求人の条件等 (障害者雇用促進法 10 条)	○	○	○	○	○
職業指導等 (障害者雇用促進法 11 条)	○	○	○	○	○
適応訓練 (障害者雇用促進法 13 条～16 条)	○	○	○	×	×
就職後の助言及び指導 (障害者雇用促進法 17 条)	○	○	○	○	○
事業主に対する助言及び指導 (障害者雇用促進法 18 条)	○	○	○	○	○
地域障害者職業センターにおける職業指導等 (障害者雇用促進法 19 条～26 条)	○	○	○	○	○
障害者職業能力開発校等における職業訓練 (職業能力開発促進法 15 条の 6、16 条)	○	○	○	○※3	○※3
差別禁止、合理的配慮 (障害者雇用促進法 34 条～36 条の 6)	○	○	○	○	○
雇用義務 (障害者雇用促進法 38 条、43 条)	○	○	○※4	×	×
実雇用率にカウント (障害者雇用促進法 38 条、43 条)	○	○	○※4	×	×
雇入れ計画 (障害者雇用促進法 38 条、46 条)	○	○	○※4	×	×
助成金 (障害者雇用促進法 49 条、51 条)	○	○	○	○※5	○※5
障害者雇用納付金の減額等 (障害者雇用促進法 55 条)	○	○	○※4	×	×
在宅就業障害者特例調整金 (障害者雇用促進法 74 条の 2)	○	○	○※4	×	×
紛争解決援助 (障害者雇用促進法 74 条の 4～74 条の 8)	○	○	○	○	○
研究等 (障害者雇用促進法 75 条)	○	○	○	○	○
広報啓発 (障害者雇用促進法 76 条)	○	○	○	○	○
障害者職業生活相談員 (障害者雇用促進法 79 条)	○	○	○※6	×	×
解雇の届出 (障害者雇用促進法 81 条)	○	○	○※6	×	×
報奨金 (障害者雇用促進法附則 4 条)	○	○	○※4	×	×
在宅就業障害者特例報奨金 (障害者雇用促進法附則 4 条)	○	○	○※4	×	×

- ※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、「精神障害者」に含まれる。
- ※2 「その他の障害者」のうちその他については、高次脳機能障害、難治性疾患を有する者等。
- ※3 訓練手当は支給されない。
- ※4 手帳所持者に限る。
- ※5 職場適応援助者助成金等。
- ※6 以下の①又は②に該当する者に限る。
 - ① 精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ② 職場適応訓練の修了後職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者（①に該当する者は除く。）

出所：令和 6 年版障害者職業生活相談員資格認定講習テキストをもとに作成

第2節 調査研究の方法

本調査研究は、前節で述べた目的のもと、就労支援機関に対するアンケート調査及びヒアリング調査により行った。調査研究の実施に当たり、量的調査によって得られた結果を質的調査により補足して説明する混合研究法における説明的順次デザイン¹を用いることにした。

このため、就労支援機関に対するアンケート調査において、就労支援機関における手帳を所持していない者の就労支援の状況等を明らかにし、その後に実施する就労支援機関に対するヒアリング調査において、就労支援機関における手帳を所持していない者の就労支援事例を収集し支援の実施状況等について明らかにするとともに、アンケート調査においてさらに説明が必要となった分析結果について補足することにした。これらの調査の関係を図示したものが図1-1である。

これらの調査に先立ち、調査内容及び調査項目の検討に資する情報を収集するため、先行研究の再分析を行うとともに障害者雇用に関する2名の学識経験者（梅永雄二早稲田大学教授、中川正俊田園調布学園大学名誉教授）と就労支援機関3施設（就業・生活支援センター、サポステ、就労移行支援事業所各1施設）に対するヒアリングを実施した。

以下、先行研究の再分析、混合研究法により実施した就労支援機関に対するアンケート調査及びヒアリング調査の方法等について解説する。

¹ ジョン・W・クレスウェル（抱井尚子訳）（2017）早わかり混合研究法、ナカニシヤ出版。

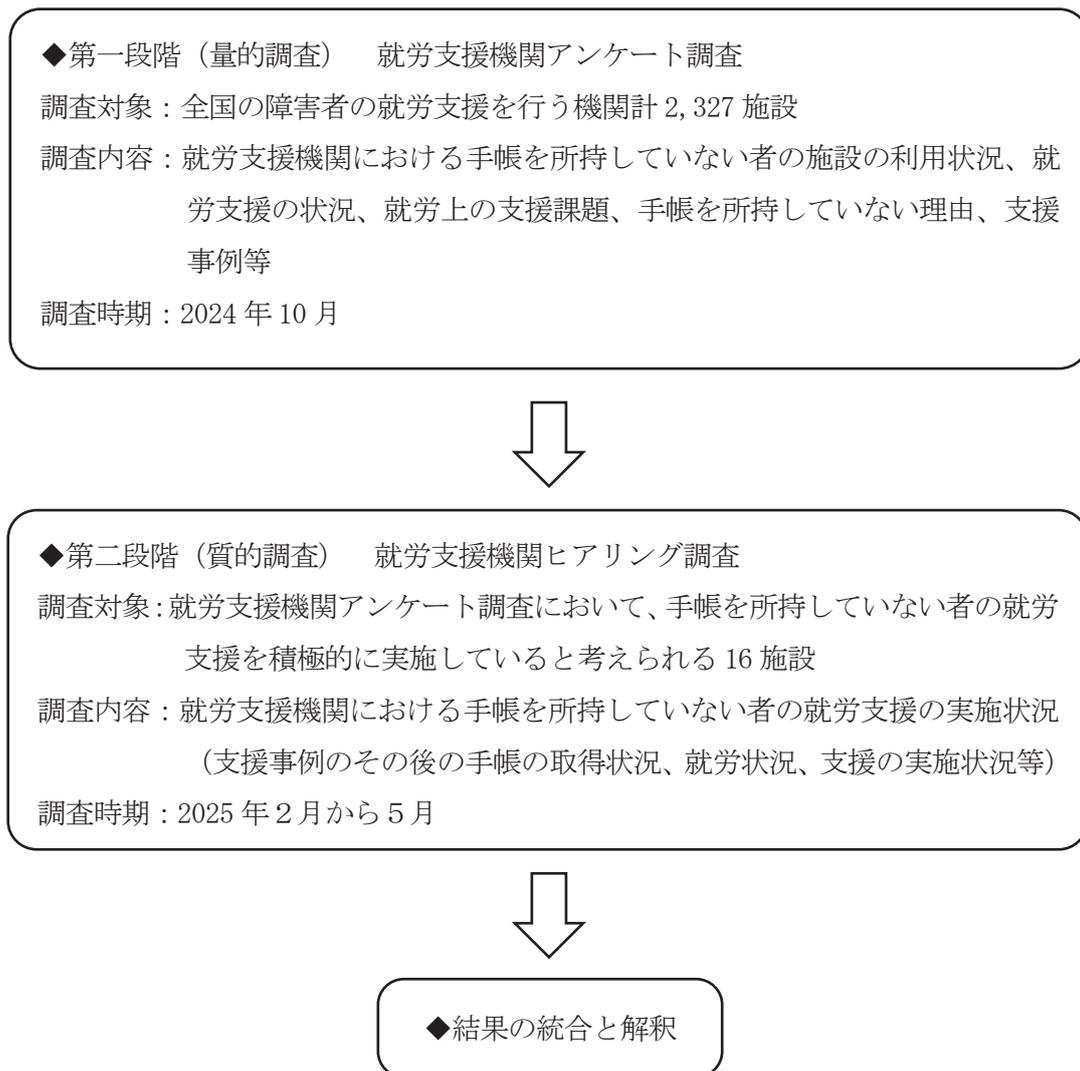


図 1-1 本研究における説明的順次デザイン

1 先行研究の再分析

調査対象に手帳を所持していない者を含む先行研究である「発達障害者のストレス認知と職場適応のための支援に関する研究」（障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 150 (2020))、「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」（障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 153 (2020)) 及び「事業主が採用後に障害を把握した発達障害者の就労継続事例等に関する調査研究」（障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 173 (2024)) について、手帳の有無別に調査データの再分析を実施した。

また、調査対象に手帳を所持していない者を含む上記以外の複数の先行研究について、手帳を所持していない者の割合、手帳を所持していない理由、定着状況、支援内容等の分析結果について整理した。

2 就労支援機関に対するアンケート調査

(1) 調査目的

就労支援機関における手帳を所持していない者への就労支援の状況とその課題、手帳を所持していない理由等を明らかにすることとした。

(2) 調査の実施時期と実施方法

2024年10月に、調査対象施設へ調査依頼文書を郵送し、アンケート調査用Webフォームを用いて回答を得た。Webフォームでの回答が困難な場合は、メール又は郵送による方法も可能とした。

(3) 調査対象及び抽出方法

ハローワーク（492施設（うち新卒応援ハローワーク57施設。ハローワークについては障害者への支援を専門的に行っている部門に回答を求めた）、ハローワークに配置されている精神・発達障害者雇用サポーター（347人）及び障害学生等雇用サポーター（18人）、地域センター（52施設）、就業・生活支援センター（337施設）、就労移行支援事業所（1,172施設）、サポステ（177施設）、発達センター（97施設）、計2,327施設及び365人を調査対象とした。

(4) 回答依頼内容

量的な把握を行うため、就労支援機関における手帳を所持していない者の施設の利用状況、就労支援の状況、就労上の支援課題、手帳を所持していない理由、支援事例などについて回答を依頼した。

3 就労支援機関に対するヒアリング調査

(1) 調査目的

就労支援機関における手帳を所持していない者の就労支援の状況の詳細や具体的な支援事例を収集し、手帳の取得状況、就労状況、支援の実施状況等について明らかにすることとした。

(2) 調査の実施時期と実施方法

2025年2月から5月に対面又はオンライン会議システムを用いて実施した。

(3) 調査対象及び選定方法

就労支援機関アンケート調査において、ヒアリング調査への協力可と回答があった就労支援機関の中から、手帳を所持していない者の就労支援を積極的に実施していると考えられる16施設（ハローワーク（6施設（うち新卒応援ハローワーク1施設）、地域センター（2施設）、就業・生活支援センター（2施設）、発達センター（2施設）、就労移行支援事業所（2施設）、サポステ（2施設））を選定した。

(4) 回答依頼内容

質的な把握を行うため、就労支援機関における手帳を所持していない者の就労支援の実施状況（支援事例のその後の手帳の取得状況、就労状況、支援の実施状況等）などについて回答を依頼した。

4 調査対象とした就労支援機関の特徴

調査対象とした各就労支援機関の特徴は下記（1）から（6）のとおりである（厚生労働省Webサイト等を参考にまとめたもの）。

(1) ハローワーク及び新卒応援ハローワーク

ハローワークは、求職者や求人事業主に対して、様々なサービスを無料で提供する国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関である。ハローワークでは、「職業紹介」のほか、「雇用保険」、「雇用対策」などの国の制度を組み合わせ、様々な雇用支援を実施している。障害者への雇用支援として、就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施している。新卒応援ハローワークは、大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や、卒業後概ね3年以内の方の就職を支援する専門のハローワークである。

(2) 地域センター

地域センターは、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施している。

(3) 就業・生活支援センター

就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。

(4) 就労移行支援事業所

就労移行支援事業所は、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの1つである就労移行支援を実施する事業所である。就労移行支援は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者等を対象として、一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うものである。

(5) サポステ

サポステは、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う機関である。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に設置している。

(6) 発達センター

発達センターは、発達障害者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、都道府県・指定都市、都道府県知事等の指定を受けた社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営している。発達障害者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、様々な相談に応じ、指導と助言を行っている。

